

しが子ども読書活動推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、しが子ども読書活動推進協議会と称する。(以下「協議会」という。)

(目的)

第2条 この協議会は、子どもの読書活動を推進することを目的として設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための連携協力に関すること
- (2) 子どもの読書活動推進に関する広報啓発に関すること
- (3) その他、目的達成のために必要なこと

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体関係者
- (3) 学校図書館関係者
- (4) 公立図書館関係者
- (5) 関係行政担当者

2 第1項第5号に規定する者は、別表1のものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から翌年度末までとする。ただし、再任されることを妨げない。

(役員)

第5条 協議会に会長1名を置く。

2 会長は、協議会の会議の議長として会議の進行を行う。

3 会長は、委員の中から互選する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて教育長が招集する。

2 会議は、公開とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

3 教育長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第7条 協議会の運営に必要な事務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、平成14年11月20日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年7月18日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課長

子ども若者部 子育て支援課長

教育委員会事務局高校教育課長

教育委員会事務局幼小中教育課長

教育委員会事務局特別支援教育課長

教育委員会事務局生涯学習課長

県立図書館長